

京都市に地区計画の要望書が提出されました。

9月18日に、烏丸通沿道地区懇談会の渡部隆夫座長より、京都市に対して、これまで烏丸通沿道懇談会において検討を進めてきた地区計画の要望書が提出されました。

提出された要望書は、今後、京都市において事務的な手続きが進められることとなります。

来年早期に地区計画として公示され、遅くとも5月には条例化される予定であり、これまで検討されてきたルールが具体的に運用されることとなります。

地区計画の要望書については、事務局の京都市

都市計画局都市企画部都市づくり推進課のHPで公表しています。



第4回烏丸通沿道懇談会の様子。

京都市への地区計画の要望書の提出に先立ち、8月20日に、京都府立総合社会福祉会館ハートピア京都において、第4回烏丸通沿道懇談会が開催されました。

第4回懇談会では、烏丸通沿道地区における地区計画の要望案について検討を行いました。

地区計画の要望案については、6月22日から7月13日にかけて、地権者全員に対して、その内容を送付するとともに、質問や意見など意向の把握を行っています。

地権者アンケートでは、9名から意見や質問等の回答がありましたが、地区計画に対する反対意見はみられませんでした。

その結果などを踏まえ、第4回懇談会では、地

区計画の要望書を京都市に提出することを合意しました。

また、当日は、烏丸通沿道地区周辺における京都市の取組について説明を受けました。歩いて楽しいまちなか戦略や路上喫煙に関する事等、これまでの懇談会やアンケートで意見が出る等、関心の高い事柄について説明がありました。

第4回懇談会の資料については、事務局の京都市都市計画局都市企画部都市づくり推進課のHPで公表しています。



「地区計画の要望書」の内容

これまで三条通から高辻通までで検討してきた《烏丸ビジョン》と《風俗営業等に関するルール》《共同住宅に関するルール》の内容が反映されるように、地区計画の要望を提出しました。

烏丸通沿道地区には、既に地区計画の指定がされている地域がありますので、これらの地域にも烏丸通沿道懇談会が検討してきたビジョンやルールが反映されるように要望しました。

■地区計画要望書の概要

区域の整備・開発及び保全の方針

地区計画の目標

- ◆ 気品の高さと良質なにぎわいを有する通り
- ◆ 京都の産業をリードする通り

土地利用、地区施設、建築物等の整備方針

- ◆ ビジネス・商業サービス機能の集積
- ◆ 上質な歩行者空間の確保
- ◆ 歴史性に配慮した景観形成

地区整備計画（具体的なルール）

- ◆ 風俗営業に関わる店舗等を禁止
- ◆ 共同住宅を建てる際は烏丸通から20mセットバックする

今後の取り組みについて紹介します。

● 地区計画策定までの手続き

要望した地区計画は、京都市で次の手続きを経て都市計画決定、条例化される予定です。原案縦覧の日程等につきましては、後日、ご案内いたします。

地区計画の原案の公告・縦覧【原案縦覧】（2週間）10月中旬

- ◆ 地区内の土地所有者等が意見書を提出することができます。

地区計画の案の公告・縦覧【法定縦覧】 日程は未定

- ◆ どなたでも意見書を提出することができます。

京都市都市計画審議会での審議

地区計画の都市計画決定・告示

京都市会への付議

地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正

● 平成20年3月に、第5回烏丸通沿道懇談会を開催します。

烏丸ビジョンを実現するための第2ステップを検討するため、第5回の烏丸通沿道懇談会を3月ごろに開催します。開催日時、場所等については、事前にご連絡いたします。

烏丸通沿道懇談会の運営は、京都市都市計画局都市企画部都市づくり推進課がお手伝いしています。

《事務局》 京都市都市計画局都市企画部都市づくり推進課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話番号：075-222-3503（受付時間：9時～5時（土日祝日を除く））

FAX：075-222-3478

Eメール：todu@city.kyoto.jp